

施設の種別・診療科名(主たる)別に見た医療施設に従事する
医師数、歯科医師数

	総数	病院の従事者	診療所の従事者
医師 総数	243,201	154,588	88,613
内科	74,539	36,130	38,409
心療内科	480	259	221
呼吸器科	3,018	2,762	256
消化器科(胃腸科)	9,142	6,239	2,903
循環器科	7,685	6,611	1,074
アレルギー科	202	112	90
リウマチ科	457	378	79
小児科	14,156	8,158	5,998
精神科	11,063	9,419	1,644
神経科	522	322	200
神経内科	3,038	2,823	215
外科	24,444	18,821	5,623
整形外科	17,952	11,977	5,975
形成外科	1,551	1,287	264
美容外科	212	5	207
脳神経外科	6,050	5,498	552
呼吸器外科	899	891	8
心臓血管外科	2,409	2,378	31
小児外科	609	582	27
産婦人科	10,585	6,154	4,431
産科	474	313	161
婦人科	1,361	510	851
眼科	12,060	5,212	6,848
耳鼻いんこう科	9,153	4,036	5,117
気管食道科	14	11	3
皮膚科	7,360	3,338	4,022
泌尿器科	5,726	4,578	1,148
性病科	22	3	19
こう門科	357	153	204
リハビリテーション科	1,273	1,151	122
放射線科	4,507	4,324	183
麻酔科	5,751	5,443	308
全科	744	579	165
その他	4,143	3,648	495
主な科名不詳	1,044	329	715
診療科名不詳	199	154	45
歯科 総数	88,410	11,526	76,884
歯科	79,727	6,361	73,366
矯正歯科	2,642	1,064	1,578
小児歯科	1,853	593	1,260
歯科口腔外科	3,681	3,469	212
不詳	507	39	468

(出典:「医師・歯科医師・薬剤師調査(平成12年)」厚生労働省大臣官房統計情報部)

医療法における医師・看護師等の配置人員の標準について

医療法においては、適正な医療を行うために医療機関が有すべき人員配置の標準を定めることとしており、例えば、一般の病院における医師・看護師等については、次の合計数と定められている。

(1) 医師

患者の区分	患者数に対する配置の標準
一般病床の入院患者 ※1	16 : 1
療養病床の入院患者 ※1	48 : 1
外来患者 ※2	40 : 1 ※3

※1 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く

※2 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く

※3 耳鼻いんこう科、眼科は80 : 1

(2) 看護師等

患者の区分	患者数に対する配置の標準
一般病床の入院患者	3 : 1 ※4
療養病床の入院患者	6 : 1
外来患者	30 : 1

※4 へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院については平成18年2月28日まで4 : 1とする経過措置がある。

一般労働者派遣事業の許可

○ 一般労働者派遣事業*は申請が以下の4つの基準に適合しているとき厚生労働大臣により許可される。

※ 常用雇用労働者のみを労働者派遣の対象とする場合を特定労働者派遣事業といい、それ以外の場合を一般労働者派遣事業という。

- ① 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的としておこなわれるものでないこと。
- ② 申請者が当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。
- ③ 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ④ ②及び③の他、申請者が当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

○ 個人や株式会社、公益法人等をはじめとする法人が広く派遣事業を行うことが可能である。

<労働者派遣事業を行っている公益法人の例>

1. 社団法人キャリアセンター中国

許可年月日 : 平成10年5月1日
 事業所の所在地 : 広島県 広島市
 事業の概要 : 高齢者の再就職の促進を図るため、就業を希望する高齢者に対する講習、相談、助言、無料職業紹介事業、労働者派遣事業等を行う。

2. 財団法人東京税務協会

許可年月日 : 平成13年9月1日
 事業所の所在地 : 東京都 千代田区
 事業の概要 : 税務行政の円滑な運営に寄与し、もって地方財政の確立に資するよう、地方税財政制度に関する調査研究、税財政業務に係る職員の派遣等を行う。

※) 一般労働者派遣事業の許可・特定労働者派遣事業の届出を行っている公益法人は、全国で28法人。

※) 一般労働者派遣事業の許可・特定労働者派遣事業の届出を行っている事業所は、全国で24,690。

医療機関への労働者派遣について（患者のメリット・デメリットや医療の質の確保という観点からの議論のたたき台）

現状と問題点

- 1 医療機関においては、適切な医療サービスを提供するため、専門的な能力を有する医療従事者を一定数以上確保することが不可欠。
- 2 また、医療機関も多様な形態による就業を求めているとともに、一部の医療機関は人材不足に悩んでいる。
- 3 さらに、働く側にも価値観やライフスタイルの多様化により、様々な働き方を求める声が高まっている。

この場合、職業紹介の他に、新たに労働者派遣を、医療機関における人材確保のための一つの選択肢として活用することが、適切な方策か。

論点

- 1 労働者派遣については、従来から次のような問題点が指摘されている。
 - (1) 医療機関が派遣されてくる労働者について事前面接などができず、労働者を特定できないので、十分なチーム医療を確保する上で支障が生じる恐れがあるのではないかな。
 - (2) 派遣労働者が頻繁に入れ替わる可能性があり、医療スタッフ間、医療スタッフと患者の間で円滑な意思疎通が図れない可能性があるのではないかな。
 - (3) 雇用関係と指揮命令関係が分離することで、医療提供上の患者に対する責任の所在が分散する恐れがあるのではないかな。
- 2 一方、これに対して、労働者派遣はもともと専門的な資格を有する者にとって適する仕組みであり、医療スタッフのような資格を有する人ほど派遣に馴染むという指摘もある。

考慮すべきポイント

労働者派遣を医療機関において導入すべきかどうかについては、次のポイントに関して十分検討するべきではないか。

- 1 事前面接などにより医療機関が事前に労働者を特定できる場合について、どのように考えるか。

今国会で審議中の労働者派遣法改正案において、紹介予定派遣の場合は事前面接等を行って、派遣先が事前に労働者を特定することが可能となるが、このような点をどう考えるか。

- 2 派遣労働者が頻繁に入れ替わらない仕組みを設けることが可能か。

労働者派遣法では、派遣元と派遣先との契約にあたり、様々な特約を設けることが可能であり、派遣労働者の権利、就業拒否に係る自由が不当に妨げられない限り、派遣元の都合だけで派遣労働者を入れ替えることを認めない特約を結ぶことも可能である。このような点をどう考えるか。

- 3 医療提供上の責任が分散するという問題があるかどうか。

労働者派遣制度は、労働者の一般の雇用制度と比べて、労働者の雇用関係と指揮命令関係を切り離れた形態の雇用制度に過ぎず、労働者派遣においてのみ、患者に対して一般の雇用制度とは違った形での責任の分散が生じる訳ではないと考えられるのではないかな。